



# 来週の投資戦略 (10/25-29)

## 決めつけるのはまだ早い

2021年10月24日

小松 徹

### 注目事項 - 見所

日米主要成長企業の7-9月期決算 — サプライズある？  
10月27-28日、日銀金融政策決定会合 — 現状維持？

### 株式市場見通し

先週は米国の主要株式市場が史上最高値を更新したが、わが国の株式市場は後半にかけて下落した。金曜日には空売り比率が47.5%と週初から5.7ポイントも上昇した。しかも米国では長期金利が上昇したにもかかわらず、ナスダック市場も最高値直前まで来た。なぜ、米国株の動向にも反応が薄くなったのか。新政権への期待がしぼんでいるせい、あるいは来週発表の企業決算が期待ほどでは・・・と見ているからか。

来週発表のわが国主要企業の7-9月期決算では、火曜日の日本電産(6594)、水曜日の信越化学工業(4063)、木曜日のソニーグループ(6758)、金曜日のデンソー(6902)、商船三井(9104)などに注目したい。日本電産は営業11%増益とアナリストが予想している。半導体などの不足や原材料の上昇などがどの程度影響しているか。一方、信越はアナリストが5割近い営業増益を予想している。ソニーは5%程度の営業減益、デンソーも同程度が予想されている。商船三井は前年同期比6.5倍の経常利益を予想している。これがピークか、あるいは会社はまだ今期業績予想を上方修正するか。

米国の主要企業の決算では月曜日のフェイスブック(SNS最大手)、火曜日のアルファベット(グーグルの親会社)、マイクロソフト(ソフトウェア最大手)、木曜日のアップル(ハイテク最大手)、アマゾン(EC最大手)などに注目している。FBの一株当たり利益(EPS)はアナリスト予想を何割上回るか。ただ、企業倫理が米国議会でも問題視されているので、そうしたことへの対応も見所。マイクロソフトも過去4四半期アナリスト予想を13%以上上回ってきた。アップルは前回アナリスト予想を3割近く上回ったが、今回は厳しいだろう。半導体不足などで売上高の期待損失を明らかにしている。アマゾンは3割近い減益が予想されている。

最後に新政権の方針について。人工知能(AI)で超短期売買する業者は岸田政権が「成長」を重視しないことを売り材料にしている。また、竹中氏やアトキンソン氏が委員を務めた「成長戦略会議」が廃止され、「新しい資本主義実現会議」が設置されたことも一部投資家は気に入らないようだ。この会議の中にコモンズ投信の渋沢健会長が入った。同氏は米大手ヘッジ・ファンドの日本代表を務めていたこともあり、日米の投資の世界に深い人物で、結局日本人のための投信の在り方を追及して自社を創設した。今から20年位前に私は彼に会って話をしたことがある。当時私はヘッジ・ファンドに興味あったが、彼の見ている方向は違っていた。一部の業者だけが潤うのではなく、国全体を豊かにすることが会議の使命ならば、本当に実現されるか見守りたい。

### KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期大幅増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。